

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年7月30日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、御説明させていただきます。

まず、1ページ目、原子力規制委員会について。

(1) 第20回原子力規制委員会が、あす7月31日10時半から開催されます。

議題は7つございます。御説明します。

議題1「行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評」。これは、本年行われた行政事業レビューの対象となった11事業について、外部有識者の方から直接に委員会が御講評をいただくものです。

議題2「『津波警報が発表されない可能性のある津波への対応』にかかる関西電力株式会社の対応及びそれを踏まえた今後の方針について（案）」」。これは関西電力・高浜発電所におけるいわゆる警報なし津波に関する設置変更許可につきまして、7月16日に開催された現状聴取に係る会合において関西電力の対応方針が確認されたことを踏まえ、今後の高浜発電所における許認可の審査方針について、了承をいただくものであります。

議題3「関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－敷地の面積及び形状の変更、廃樹脂処理装置他の共用－」。こちらは、7月10日の第17回原子力規制委員会において議論された本件議題でございます。先ほどの議題2で決定された審査方針を踏まえ、本件議題の設置変更許可の決定を改めて委員会にお諮りするものです。

議題4「関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置－」。こちらは、関西電力・高浜発電所1、2、3、4号機の燃料被覆材に係るバックフィットの設置変更許可につきまして、原子力委員会及び経済産業大臣の意見の聴取が終了したことから、今回、委員会に設置変更許可の決定をお諮りするものです。

続きまして、議題5「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びその意見募集について（案）－重大事故等時における特定重大事故等対処施設の活用等－」。こちらは、特別重大事故等対処施設の設置に伴

う保安規定の変更認可の審査方針につきまして、7月16日の会合で事業者から意見を聴取した結果を踏まえて、保安規定、審査基準の改正案を作成したことから、委員会に報告するとともに、意見募集の実施についてお諮りするものです。

続きまして、議題6「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）及び意見募集の実施等について」。こちらは、いわゆる新検査制度の実施に向けて法令等の改正が必要です。今回はその第1段階となる政令や原子力規制委員会規則などの改正案を委員会に報告するとともに、その意見募集の実施についてお諮りするものです。

続きまして、議題7「カナダ及び米国政府機関等との意見交換等の結果概要について」。こちらは、先週、委員長がカナダとアメリカの規制機関を訪問し、意見交換等をされた結果を委員長が報告するものです。

続きまして、(3) 第22回原子力規制委員会臨時委員会が、8月6日火曜日10時半から開催されます。

議題は「原子力規制委員会とリサイクル燃料貯蔵株式会社経営層による意見交換」です。こちらは、これまで続けられてきた事業者の経営層との意見交換につきまして、今回は初めてリサイクル燃料貯蔵株式会社の社長と副社長をお呼びして、安全性向上に関する取り組みについて説明を受け、委員と意見交換を行うものです。

続きまして、1枚おめくりいただきまして「2. 検討チームの会合、会見について」。

7月30日火曜日、(2)、こちらは、前回、私から内容を御説明しまして、その際は議題が1つだけだったのですが、私が御説明した内容に沿う形で議題が1と2に分かれております。したがって、内容自体は変わっておりませんが、議題が表面上変わっておりますので、補足させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ、これは8月1日木曜日になります。(7) 第754回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは議題は1つだけですが、大きく3つございます。それぞれちょっと御説明させていただきます。

1つ目は、中国電力・島根原子力発電所2号機の耐震設計方針に係る設置変更許可について、4月9日の審査会合のコメント回答を受けるものです。

2点目は、東海第二発電所の燃料被覆材に係る工事計画認可について申請を受けたことから、その概要を聴取するものです。

3点目は、新規制基準に係る保安規定変更の基本方針について、BWRの事業者から合同で7月9日の審査会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、その2つ下、8月5日月曜日、(9) 第10回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合。この対応は遠山技術基盤課長となります。

内容ですが、議題1にございます、6月5日の第11回原子力規制委員会におきまして、原子炉圧力容器の全ての溶接継ぎ手の試験可能な範囲に、非破壊試験を10年に1回実施することとされました。それを受けまして、事業者から今後の非破壊試験の計画などにつ

いて説明を受けるものであります。

続きまして、その下、(10) 第295回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合です。こちらは議題が3つございます。

1つ目は、日本原燃・廃棄物埋設施設、いわゆる六ヶ所の廃棄物埋設施設の事業変更許可についての説明と、過去の審査会合でのコメント回答を受けるものです。

議題の2点目は、原子燃料工業株式会社・東海事業所の新規制基準に係る保安規定の変更認可につきまして、工事の進捗を踏まえた2回目の申請がありましたので、その説明を受けるものです。

議題の3つ目は、原子燃料工業・熊取事業所の新規制基準に係る設計・工事方法認可について、これも工事の進捗を踏まえた2回目の申請があり、その説明を受けるものです。

1枚おめくりいただきまして、4ページ、最後になります。一番上、(11) 第2回クリアランスに関する審査会合。この対応は山形緊急事態対策監となります。

議題は敦賀発電所1号機の関係でございますが、このクリアランスにつきまして、7月1日の第1回審査会合において規制庁から定量的に説明するよう求めたことを受け、改めて事業者から説明を受けるものであります。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、フジオカさんからお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

8月6日の22回の原子力規制委員会臨時委員会について伺いたいのですが、リサイクル燃料貯蔵の経営層との意見交換ということで、このタイミングで話を聞くということと、その内容について、もう少し詳しく教えていただいてもいいですか。

○児嶋総務課長 リサイクル燃料貯蔵を今回呼びすることになったのは、これまでの審査会合がいろいろと進んでおりまして、その議論の進捗状況を踏まえて、今回はリサイクル燃料貯蔵株式会社をお呼びすることが適当だというふうになったものです。

お呼びして説明を受ける内容でございますけれども、大きく申し上げますと、先ほどの安全性向上に関する取り組みなのですが、リサイクル燃料貯蔵株式会社様からは、リサイクル燃料備蓄センターの状況、新規制基準適合性審査の状況、それらを踏まえた上で、安全性向上に向けた取り組みについて、説明を受ける予定です。

○記者 分かりました。

特に進捗状況がかなり進んでいるということを踏まえて開かれるということでしょうか。

○児嶋総務課長 進んでいるというのがどういう意味かは、ちょっといろいろとあると思

いますけれども、審査会合が何回か進んでいますので、この時点でいろいろと忌憚のない意見交換をするほうがいいという判断になったものです。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—